

議案第 4 2 号

三豊市農業振興計画策定審議会設置条例の制定について

三豊市農業振興計画策定審議会設置条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市農業振興計画策定審議会設置条例

(設置)

第1条 本市の農業振興の基本方針、施策及び事業を明らかにすることを目的とし、三豊市農業振興計画を策定するため、三豊市農業振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、三豊市農業振興計画について審議し、及び市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係農業団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市の農業委員会の委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の市長の諮問に係る答申をしたときをもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設経済部農業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(最初の審議会の招集)

- 2 審議会の会議については、会長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

「

別表中

老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000
-----------------	----------

を

」

「

老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000
農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000

に改める。

」

【議案第42号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 (平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表(抄)
 《三豊市農業振興計画策定審議会設置条例附則第3項関係》

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000	老人ホーム等入所判定委員会委員	日額 8,000
農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000	都市計画審議会委員	日額 8,000
都市計画審議会委員	日額 8,000	(略)	
(略)			
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	